

●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年9月21日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝 規
同 鍋嶋 明 人
同 野田 峻 司

- 1 監査対象部局 土木部
2 監査対象年度 平成18年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中讃土木事務所	平成19年8月17日
西讃土木事務所	〃
高松港管理事務所	〃
長尾土木事務所	平成19年8月20日
高松土木事務所	平成19年8月22日
港湾課	平成19年8月27日
都市計画課	〃
下水道課	〃
道路課	平成19年8月31日
河川砂防課	〃
建築課（建築指導室）	〃
土木監理課（用地対策室）	平成19年9月4日
技術企画課（工事検査室）	〃
住宅課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

証紙による収納について

証紙による収納について、証紙収納報告で不適切なものがあった。（中讃土木事務所）

(3) 検討指示事項

ア 登記事務処理の推進について

用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、引き続き計画的・重点的な登記事務処理の推進を図る必要がある。（土木監理課）

イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について

廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。 (道路課、河川砂防課)

ウ 県施行建設事業に係る市町負担金について

県施行建設事業に係る市町負担金について、納付期限を過ぎて納付されていたものがあったので、関係市町と協議を行い、県事業の円滑な遂行に努める必要がある。 (道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課)

エ 税外未収入金について

県営住宅使用料、占用料等に係る税外収入については、日常の債権管理を適正に行うとともに、税外未収入金については、有効な回収措置を講ずるよう検討する必要がある。 (道路課、港湾課、都市計画課、住宅課、高松土木事務所、中讃土木事務所、高松港管理事務所、小豆総合事務所)